

西宮市立山東自然の家の施設使用料を改定します

利用者のみなさまへ

令和6(2024)年12月

日頃より西宮市立山東自然の家をご利用いただき誠にありがとうございます。

市の施設は、利用者のみなさまの使用料と市民のみなさまの市税により管理・運営されています。

本市では、施設使用料に関して「負担の公平性」「透明性の確保」「定期的な見直し」の観点から「西宮市施設使用料指針」を策定しており、3年ごとに施設使用料を再計算した上で必要に応じて見直しをすることとしております。

令和4年度が見直しの時期だったところ、新型コロナウイルス感染症等の影響により見直しを先送りしておりましたが、このたび西宮市立山東自然の家の使用料について、以下のとおり改定することといたしました。

今後も、より多くのみなさまに利用していただける施設を目指して経費節減等に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

※「西宮市施設使用料指針」は、市ホームページ(19981493)をご確認ください。

また、施設を利用するみなさまに、施設の管理・運営に必要な維持管理経費や利用状況などを知っていただくための資料を掲示しております。

記

1. 改定時期

令和7年7月1日利用分より、新料金が適用されます。



2. 改定内容

単位(円)

| 部屋/区分 | | 西宮市・朝来市 (在住・在勤・在学) | | その他 | |
|-------|------------|-----------------------|-------|-------|-------|
| | | 現料金 | 新料金 | 現料金 | 新料金 |
| 宿泊室 | 3歳以下 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 18歳未満 | 600 | 650 | 1,200 | 1,300 |
| | 18歳以上 | 1,200 | 1,300 | 2,400 | 2,600 |
| | 規則で定める者(※) | 600 | 650 | 1,200 | 1,300 |
| テント泊 | | 300 | 300 | 600 | 600 |
| 日帰り利用 | | 300 | 300 | 600 | 600 |

※西宮市立山東自然の家施行規則 第4条第3項

- 18歳以上で高等学校に在学している者
- 18歳未満の者を主たる構成員とする団体に属する者
- 本市又は朝来市の住民で、身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれらの者の介護者1人又は65歳以上の者
- 前号に掲げる者を主たる構成員とする団体に属する者

以上

| | |
|---|---|
| 【使用料の改定内容について】 青少年育成課 電話(0798)31-5427 (月~金曜日 9:00~17:00・祝日は除く) | 【施設使用料指針について】 財政構造改善推進課 電話(0798)35-3475 (月~金曜日 9:00~17:00・祝日は除く) |
|---|---|

山東自然の家

この施設は利用者からの使用料と市民のみなさんの市税により維持されています。施設の維持管理経費等及び利用状況は以下のとおりです。



所在地：朝来市山東町栗鹿2179

開所時間：24時間

定休日：月曜日及び年末年始(12/29～1/3)

開設：1989年

【備考】 その他館内整備のために臨時に休館する場合があります。

【令和4年度実績】

■施設の維持管理経費

8511万2286 円

維持管理経費
財源の内訳



施設を利用される方のご負担は約9.37%、市民のみなさん全体による税負担は約90.54%となっています。

■施設(貸室)の年間延利用者数

18,491 人

■施設(貸室)の年間稼働率

- %

※ 市民1人あたりの税負担額は、令和5年1月1日現在の西宮市推計人口(484,129人)により算出しています。